

「旭川地域における成年後見等のニーズ・実態調査」調査結果

1. 回答者について

回答者の所属事業及び団体

調 査	対象数	回答数 (件)	回答 構成比 (%)	※ 参 考 (支援対象者数)
旭川市高齢者居宅支援事業所等連絡協議会	104	45	48.9	2,993 名
北海道精神保健福祉士協会 道北ブロック	22	14	15.2	705 名
旭川知的障がい施設連絡会	18	13	14.1	877 名
旭川市地域包括支援センター	9	9	9.8	
北海道医療ソーシャルワーカー協会 北支部	49	8	8.7	
障害者相談支援センター (ねっと・あそと・きたのまち)	3	3	3.3	
合 計	205	92	100	

※ 参考の支援対象者数は記載のない回答があり、あくまでも参考値である。

回答者の職名

職 名	人数 (人)	構成比 (%)
管 理 者	28	30.4
介護支援専門員	11	12.0
社 会 福 祉 士	2	2.2
精神保健福祉士	7	7.6
相 談 員	3	3.3
そ の 他	41	44.6

※ 管理者の記載でありながら専門職の方、専門職の記載であるが管理者の方もいるが、回答によって分類。

※ 職名の記載のない回答は「その他」に分類。

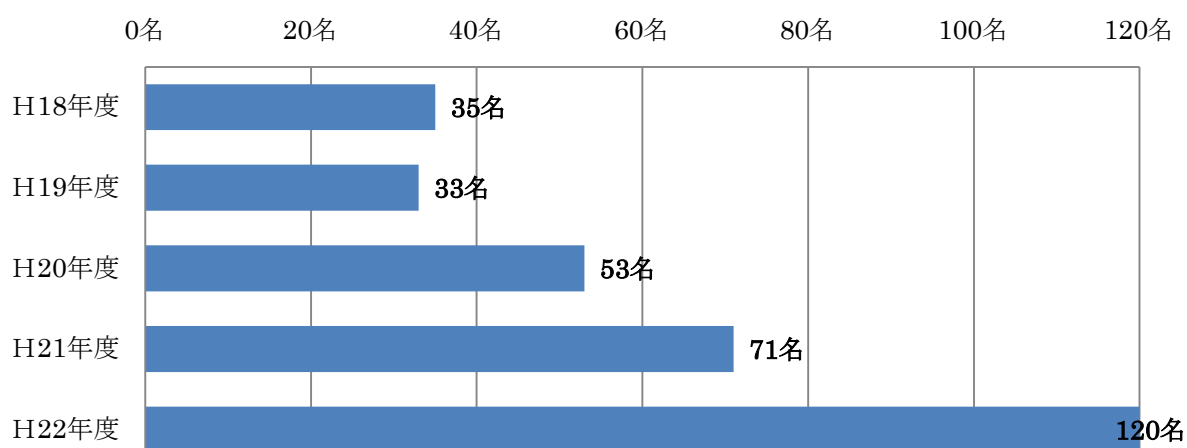
2. 相談支援センター等への成年後見制度に関する相談

Q 貴センターへの成年後見制度に関する相談と、その内制度利用に至った方をご記入下さい

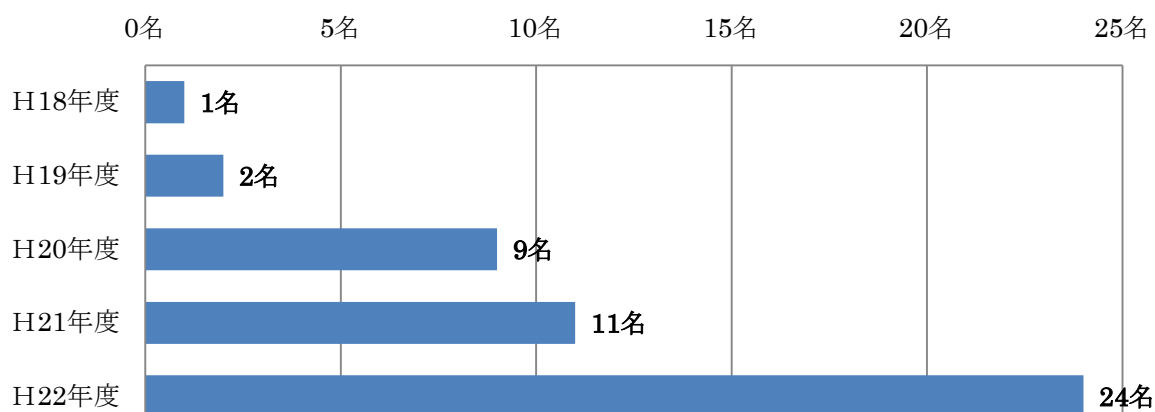


- 成年後見制度に関する相談件数は大幅な増加傾向にある。
- H18年度とH22年度を比較すると3.4倍である。
- 相談件数で最も多いのは地域活動支援センター（市内9ヶ所）であり、全体の8割を占めている。
- 相談から成年後見制度利用に至った方も、増加している。

各相談支援センターへの成年後見制度に関する相談数



相談から制度利用に至った数



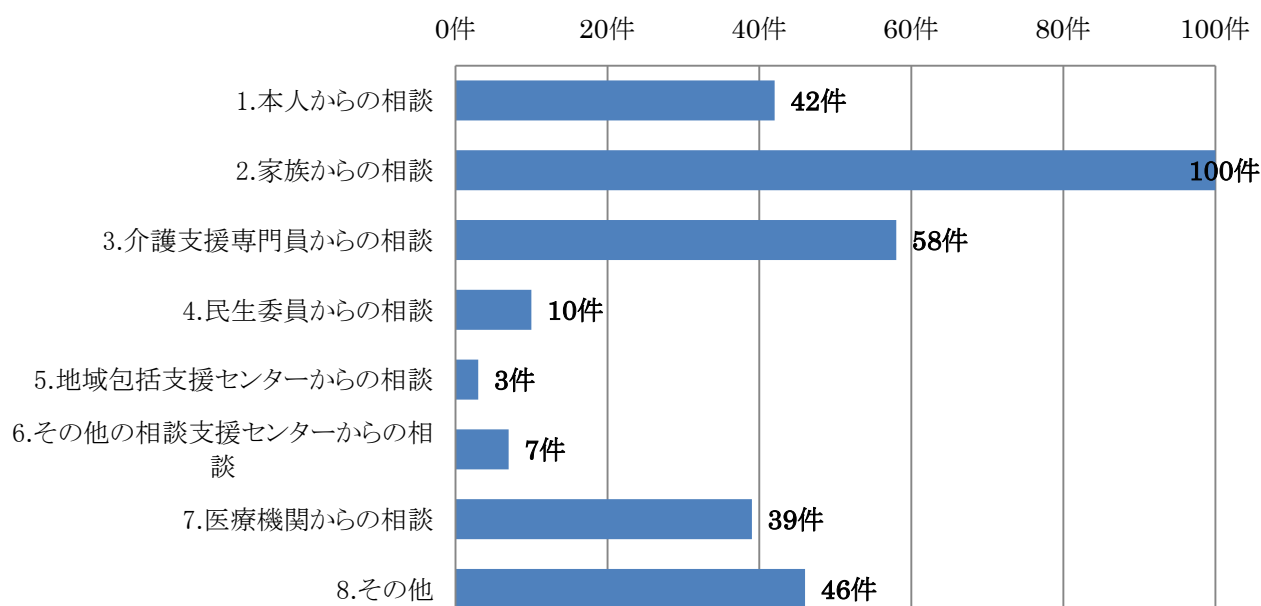
3. 成年後見制度に関する相談の相談経路

Q 主たる相談者の相談件数をご記入下さい

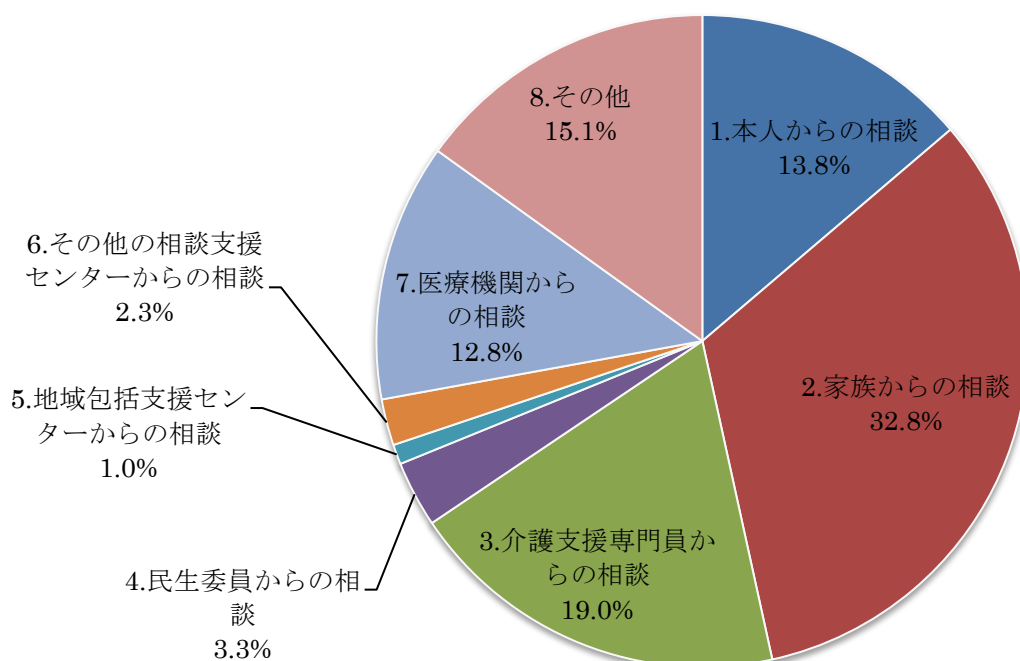


- 主たる相談者は「家族からの相談」であり、合計で 100 件、全体の 32%を占めている。
- 次いで「介護支援専門員からの相談」であり、58 件あった。

主な相談者の相談経路



相談者の割合

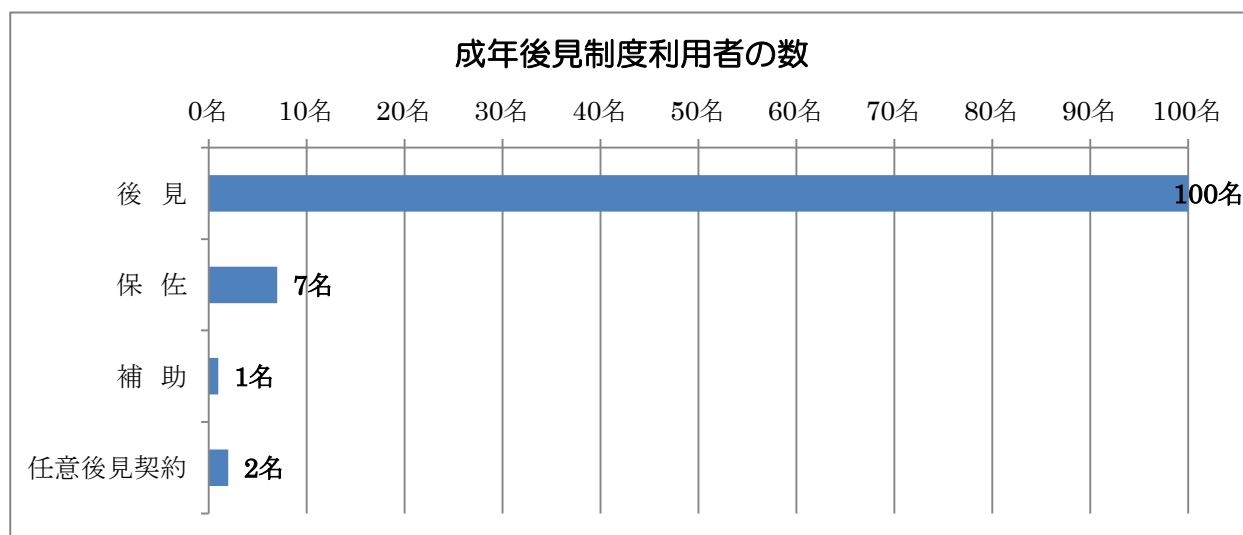


4. 成年後見制度を利用している利用者の状況

Q 貴事業所の支援対象者で、成年後見制度を利用している方はいますか



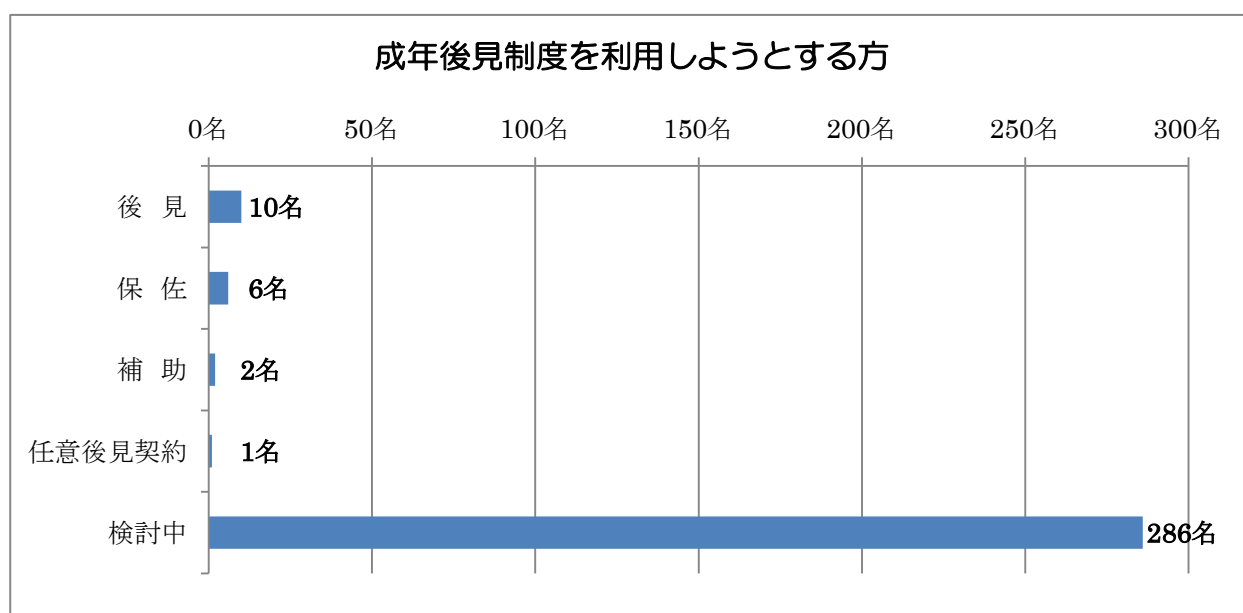
- 現在、事業所等を利用（契約）している方の成年後見制度の利用で「後見」の種類が最も多い。
- 「後見」は全体の 90.9%を占めている。
- 今回調査した支援対象者（4,629 名）の 2.4%、110 名が制度利用している。



Q 貴事業所の支援対象者で、今後、成年後見制度を利用しようとする方はいますか



- 現在、事業所等を利用（契約）している方で、今後、成年後見制度を積極的に利用しようと考えている方は少なく、19 名であった。
- しかし「検討中」の方が 286 名の回答があり、今後の制度利用を検討している。



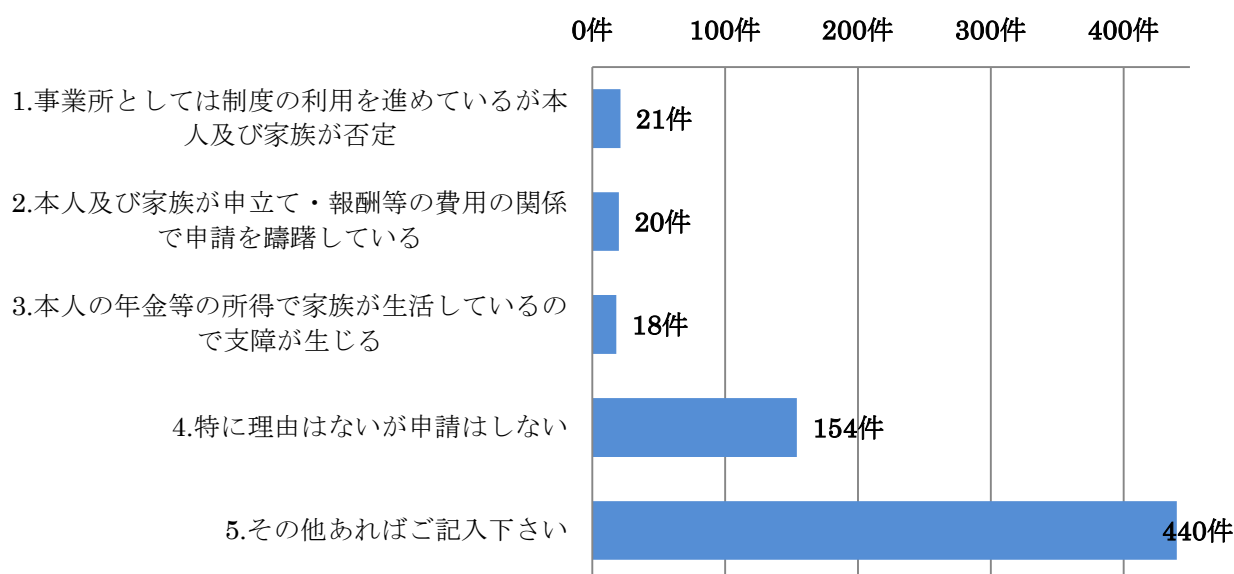
5. 成年後見制度の利用が必要と思われるが、制度の利用に至らない理由

Q 貴事業所で成年後見制度の利用に至らない理由はどのような理由と思いますか



- 「その他の意見」が最も多く（440件）、内容としては「制度に対する理解と手続きの面倒さ」「事業所にて財産管理をしているため」「今後、状況に応じて申請を検討」「必要を感じていない」などの意見であった。
- 「特に理由はない」が次いで多く、154件（23%）であった。

成年後見制度の利用が必要と思われる方が
制度利用に至らない理由

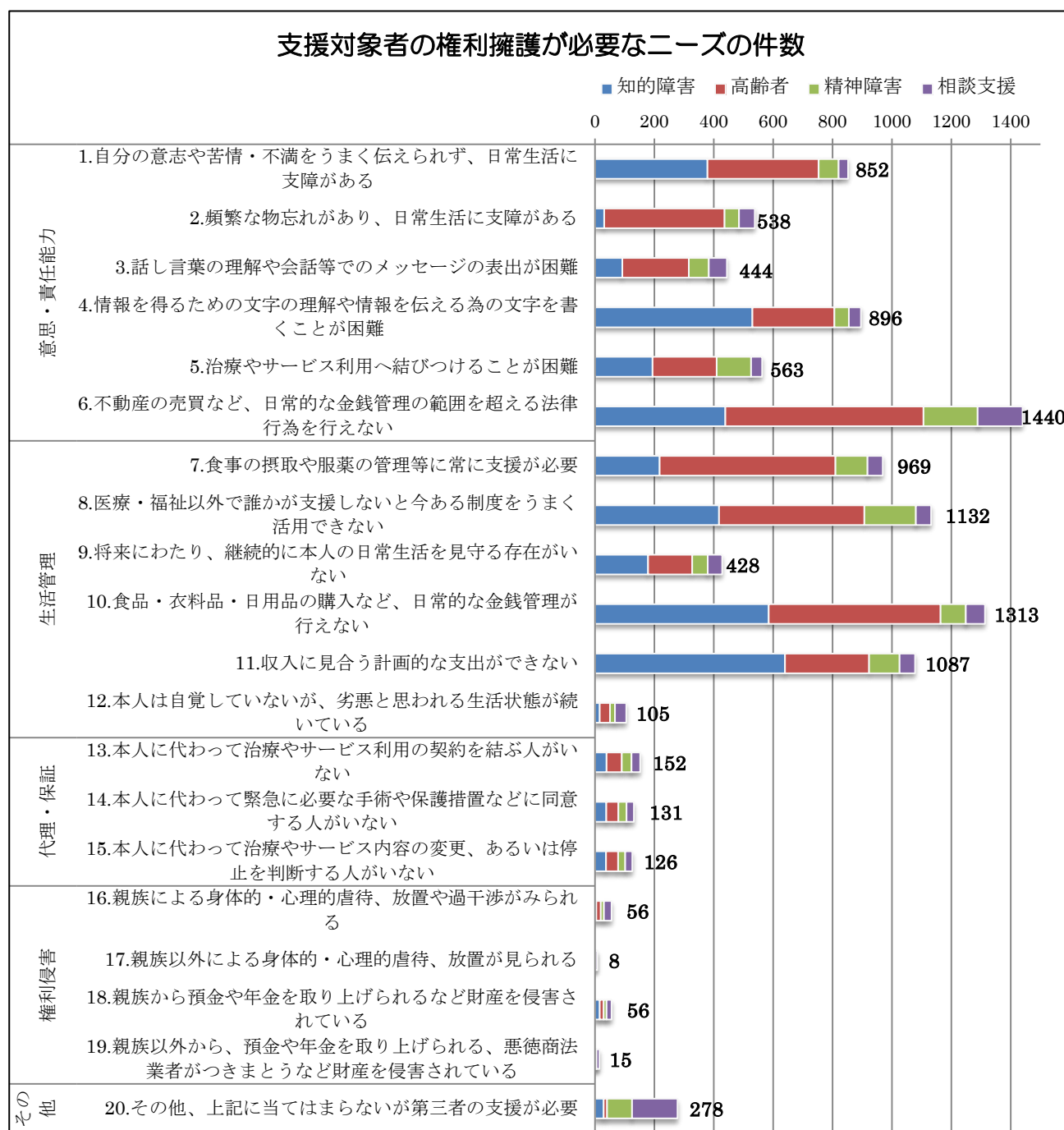


6. 様々な権利擁護が必要と思われるニーズ件数

Q 貴事業所の支援対象者の「権利擁護が必要なニーズ」をご記入下さい



- 合計では「不動産の売買など、日常的な範囲を超える法律行為を行えてない」との回答が1,440件あり、権利擁護が必要なニーズを持つ方（2,222名）の内の64.8%あった。
- 次いで「食品・・・、日常的な金銭管理が行えないが1,313件である。
- 知的障がい施設連絡会の回答では「収入に見合う計画的な支出ができない」が一番多く760名の内の84.2%、640件の回答であり、対象者によってニーズの違いがある。
- No.16～19、権利侵害の項目回答も135件（6.1%）あった。



※ 「知的障害」は旭川知的障がい施設連絡会、「高齢者」は旭川高齢者居宅支援事業所等連絡協議会、「精神障害」は北海道精神保健福祉士協会道北ブロック、「相談援助」は地域包括支援センターと障害者相談支援センター(3ヶ所)と北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部からのアンケートの回答である

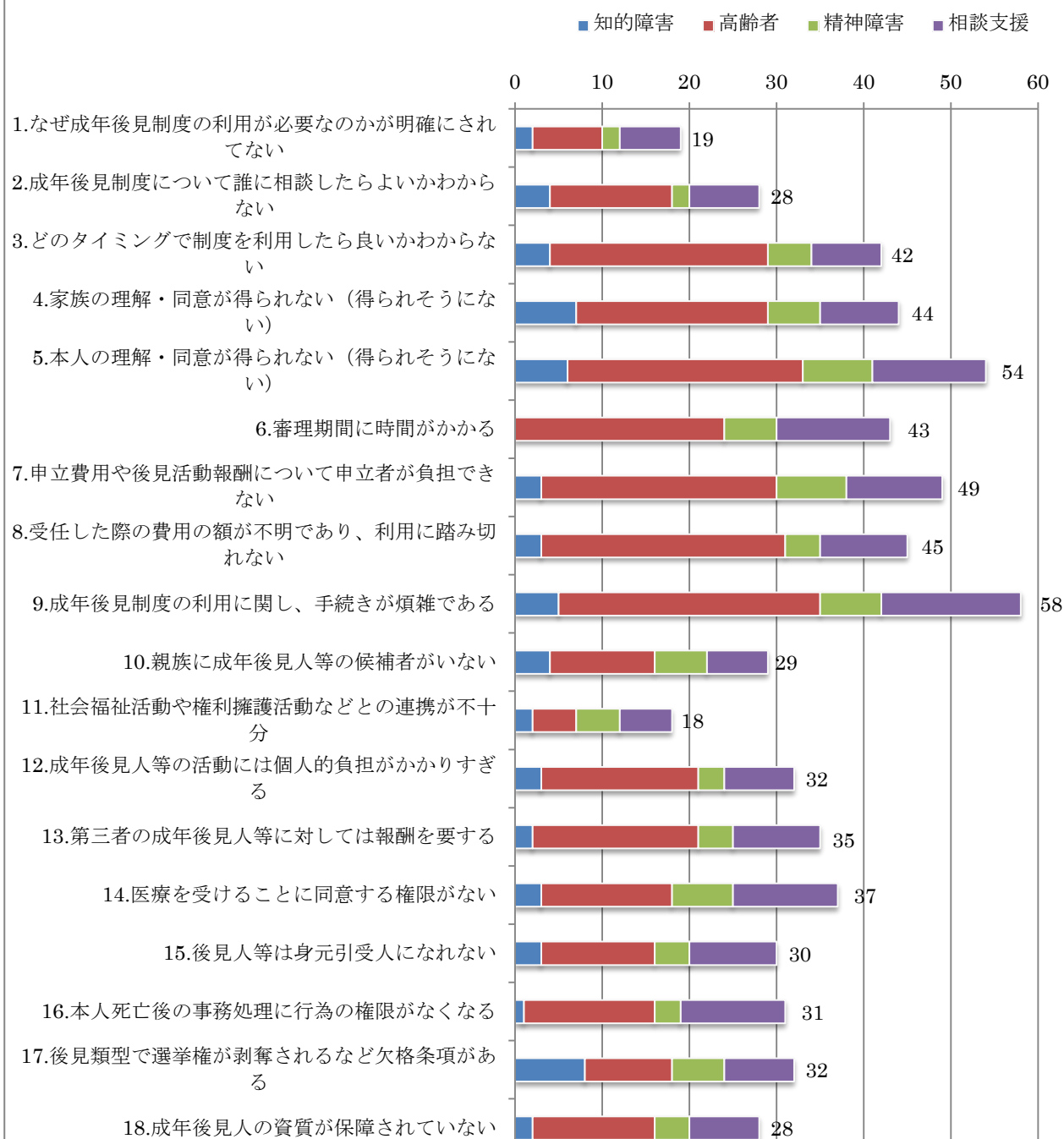
7. 成年後見制度を利用する際の問題や課題

Q 成年後見制度に関して課題や問題と思われることをご記入ください



- 「成年後見制度の利用に関し手続きが煩雑である」が最も多く、合計で 58 件である。
- 家族と本人の同意が得れない（得られそうにない）方を加算すると 98 件となっている。
- 知的障がい施設連絡会の回答では「後見類型で選挙権が剥奪されるなど欠格条項がある」が最も多い。
- 精神障害協会の回答では「申立費用や後見活動報酬について申立者が負担できない」が「本人の理解・同意が得られない」と同数の 8 件あった。

成年後見制度に関する課題・問題



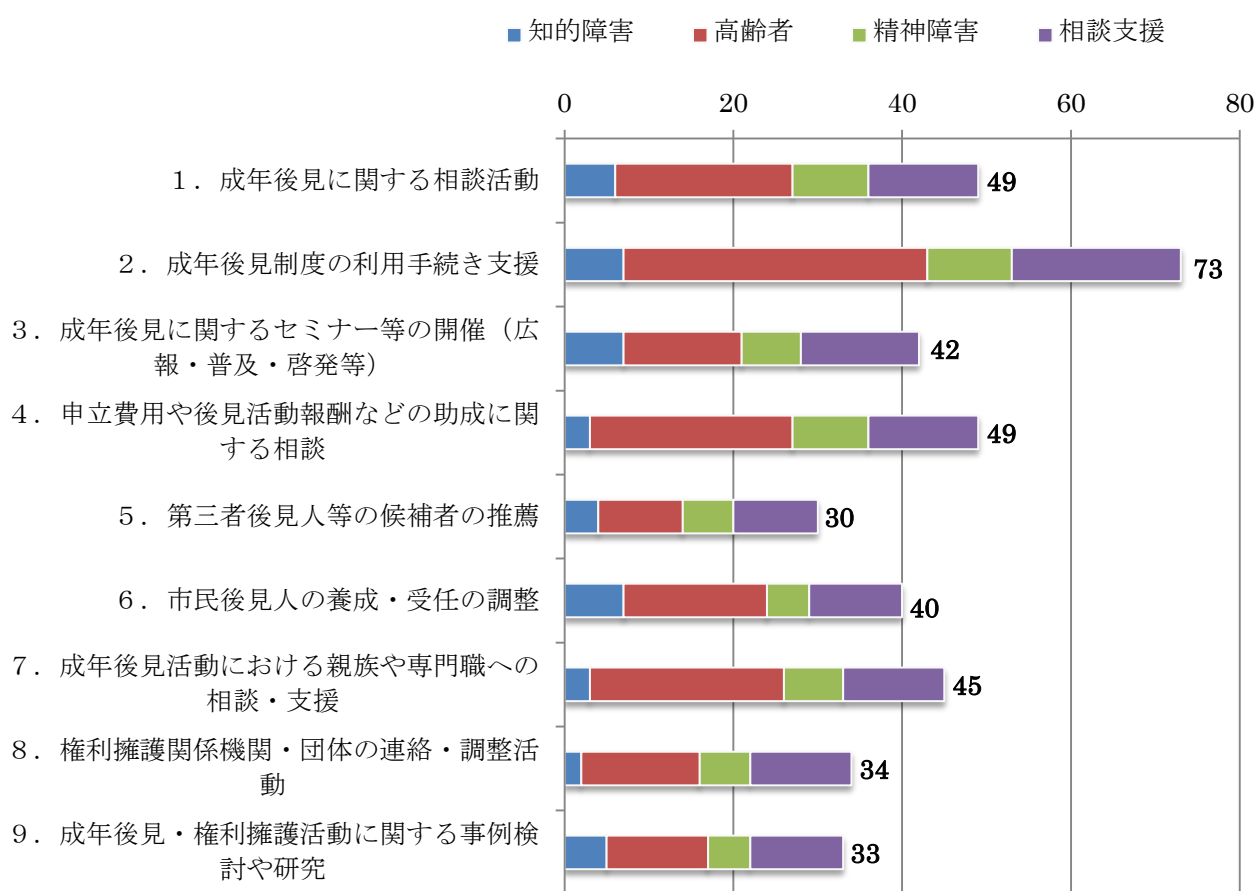
8. 成年後見制度を利用しやすくするために

Q 成年制度を利用しやすくするために、現在検討している「旭川福祉後見支援センター」に期待する役割・機能はありますか



- 成年後見制度利用の手続き支援が73件（全回答の80.2%）と最も多く、制度利用の煩雑な手続きの支援を望んでいる。
- 他の項目においても約半数が「後見センター」の役割・機能としての位置づけを望んでいる。

成年後見制度を利用しやすくするために 期待する後見センターの役割

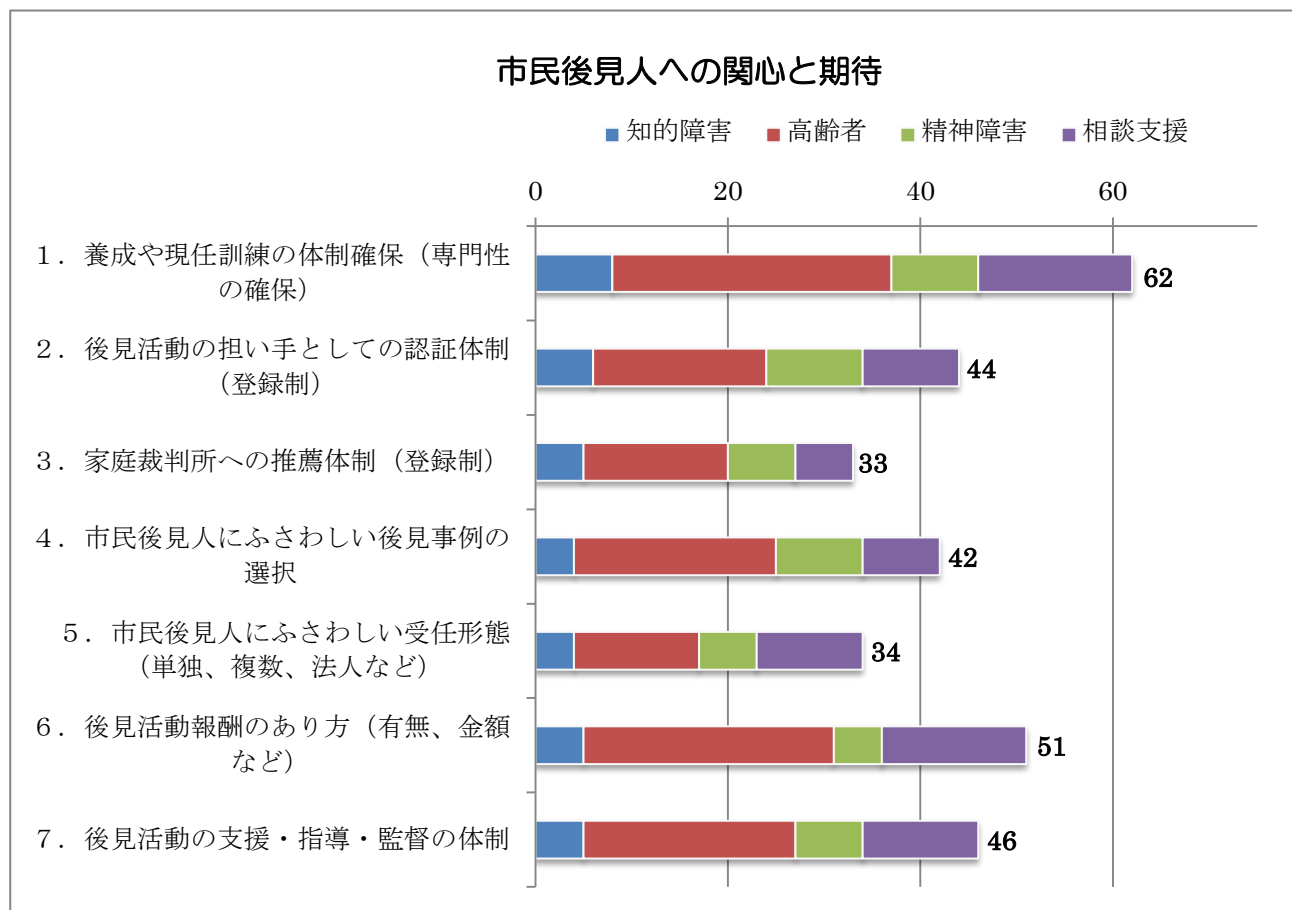


9. 市民後見人活動の普及に際する配慮

Q 市民後見人への関心と期待が高まっていますが、市民後見活動の普及に際して、どのような配慮が必要か
ご記入下さい



- 市民後見人の普及に際しては、養成や訓練による専門性の確保が必要と思う回答が62件と最も多かった。
- 次いで「後見活動報酬」が多く、市民後見人の報酬のあり方にも関心は高い。



「旭川地域における成年後見等のニーズ・実態調査」 集計結果表

北海道精神保健福祉士協会 道北ブロック

旭川市地域包括支援センター

北海道医療ソーシャルワーカー協会 北支部

障害者相談支援センター（あそと・ねっと・きたのまち）

旭川市高齢者居宅支援事業所等連絡協議

旭川知的障がい施設連絡会

問1 回答者

	高齢者	精神障害	知的障害	相談支援
事業所数	44 箇所	14 箇所	13 箇所	20 箇所
定員数	0 名	20 名	61 名	
在籍者数	153 名	19 名	61 名	

問2 貴センターへの成年後見制度に関する相談と制度利用

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
平成 18 年度							35	11.2%
平成 19 年度							33	10.6%
平成 20 年度							53	17.0%
平成 21 年度							71	22.8%
平成 22 年度							120	38.5%

問3 相談経路

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1.本人からの相談							42	13.8%
2.家族からの相談							100	32.8%
3.介護支援専門員からの相談							58	19.0%
4.民生委員からの相談							10	3.3%
5.地域包括支援センターからの相談							3	1.0%
6.その他の相談支援センターからの相談							7	2.3%
7.医療機関からの相談							39	12.8%
8.その他							46	15.1%

問2 成年後見制度を利用している利用者の状況(平成 23 年 7 月末現在)

① 貴事業所の支援対象者で、成年後見制度を利用している方はいますか。

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
後 見	16	80.0%	6	60.0%	78	97.5%		
保 佐	3	15.0%	2	20.0%	2	2.5%		
補 助	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%		
任意後見契約	1	5.0%	1	10.0%	0	0.0%		

② 貴事業所の支援対象者で、今後、成年後見制度を利用しようとする方はいますか。

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
	数	割合	数	数	割合	割合	割合	割合
後 見	6	22.2%	4	78	97.5%	0.0%		
保 佐	4	14.8%	2	2	2.5%	0.0%		
補 助	1	3.7%	1	0	0.0%	0.0%		
任意後見契約	0	0.0%	1	0	0.0%	0.0%		
検討中	16	59.3%	1	11.1%	269	100.0%		

問2 成年後見制度を利用している利用者の状況(平成23年7月末現在)

① 貴事業所の支援対象者で、成年後見制度を利用している方はいますか。

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援
	数	割合	数	割合	数	割合	
後見	16	80.0%	6	60.0%	78	97.5%	
保佐	3	15.0%	2	20.0%	2	2.5%	
補助	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	
任意後見契約	1	5.0%	1	10.0%	0	0.0%	

② 貴事業所の支援対象者で、今後、成年後見制度を利用しようとする方はいますか。

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援
	数	割合	数	割合	数	割合	
後見	6	22.2%	4	44.4%	0	0.0%	
保佐	4	14.8%	2	22.2%	0	0.0%	
補助	1	3.7%	1	11.1%	0	0.0%	
任意後見契約	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	
検討中	16	59.3%	1	11.1%	269	100.0%	

問3 貴事業所の支援対象者の成年後見制度の利用に至らない理由

貴事業所で成年後見制度の利用に至らない理由はどのような理由と思いますか。

該当欄に人数をご記入ください。(平成23年7月末現在)

貴事業所で成年後見制度の利用が必要と思われる人数	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援
	数	割合	数	割合	数	割合	
1.事業所としては制度の利用を進めているが本人及び家族が否定	12	5.7%	8	14.0%	1	0.3%	
2.本人及び家族が申立て・報酬等の費用の関係で申請を躊躇している	12	5.7%	6	10.5%	2	0.5%	
3.本人の年金等の所得で家族が生活しているので支障が生じる	15	7.1%	2	3.5%	1	0.3%	
4.特に理由はないが申請はしない	83	39.2%	9	15.8%	62	16.3%	
5.その他あればご記入下さい	73	34.4%	53	93.0%	314	82.6%	

問4 貴事業所の支援対象者の「権利擁護が必要なニーズ」の該当する件数をご記入下さい

下記のニーズをもつ方の実数		高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
意思・責任能力	1.自分の意志や苦情・不満をうまく伝えられず、日常生活に支障がある	374	44.6%	67	22.9%	379	49.9%	32	9.6%
	2.頻繁な物忘れがあり、日常生活に支障がある	405	48.3%	49	16.8%	31	4.1%	53	16.0%
	3.話し言葉の理解や会話等でのメッセージの表出が困難	224	26.7%	67	22.9%	92	12.1%	61	18.4%
	4.情報を得るための文字の理解や情報を伝える為の文字を書くことが困難	276	32.9%	49	16.8%	530	69.7%	41	12.3%
	5.治療やサービス利用へ結びつけることが困難	216	25.8%	116	39.7%	194	25.5%	37	11.1%
	6.不動産の売買など、日常的な金銭管理の範囲を超える法律行為を行えない	667	79.6%	183	62.7%	439	57.8%	151	45.5%
生活管理	7.食事の摂取や服薬の管理等に常に支援が必要	592	70.6%	108	37.0%	218	28.7%	51	15.4%
	8.医療・福祉以外で誰かが支援しないと今ある制度をうまく活用できない	489	58.4%	174	59.6%	418	55.0%	51	15.4%
	9.将来にわたり、継続的に本人の日常生活を見守る存在がない	148	17.7%	53	18.2%	179	23.6%	48	14.5%
	10.食品・衣料品・日用品の購入など、日常的な金銭管理が行えない	579	69.1%	85	29.1%	585	77.0%	64	19.3%
	11.収入に見合う計画的な支出ができない	283	33.8%	103	35.3%	640	84.2%	52	15.7%
	12.本人は自覚していないが、劣悪と思われる生活状態が続いている	34	4.1%	17	5.8%	16	2.1%	38	11.4%
代理・保証	13.本人に代わって治療やサービス利用の契約を結ぶ人がいない	51	6.1%	33	11.3%	39	5.1%	29	8.7%
	14.本人に代わって緊急に必要な手術や保護措置などに同意する人がいない	41	4.9%	27	9.2%	38	5.0%	25	7.5%
	15.本人に代わって治療やサービス内容の変更、あるいは停止を判断する人がいない	41	4.9%	24	8.2%	37	4.9%	24	7.2%
権利侵害	16.親族による身体的・心理的虐待、放置や過干渉がみられる	15	1.8%	11	3.8%	4	0.5%	26	7.8%
	17.親族以外による身体的・心理的虐待、放置が見られる	1	0.1%	1	0.3%	0	0.0%	6	1.8%
	18.親族から預金や年金を取り上げられるなど財産を侵害されている	13	1.6%	10	3.4%	16	2.1%	17	5.1%
	19.親族以外から、預金や年金を取り上げられる、悪徳商法業者がつきまとうなど財産を侵害されている	3	0.4%	1	0.3%	1	0.1%	10	3.0%
その他	20.その他、上記に当てはまらないが第三者の支援が必要	12	1.4%	84	28.8%	29	3.8%	153	46.1%

問5 成年後見制度を利用する際の問題や課題

成年後見制度に関して課題や問題であると思われることは何でしょうか。

		高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
制度利用前	1.なぜ成年後見制度の利用が必要なのかが明確にされてない	8	2.5%	2	2.2%	2	3.2%	7	4.0%
	2.成年後見制度について誰に相談したらよいかわからない	14	4.3%	2	2.2%	4	6.5%	8	4.5%
	3.どのタイミングで制度を利用したら良いかわからない	25	7.7%	5	5.6%	4	6.5%	8	4.5%
	4.家族の理解・同意が得られない(得られそうにない)	22	6.7%	6	6.7%	7	11.3%	9	5.1%
	5.本人の理解・同意が得られない(得られそうにない)	27	8.3%	8	8.9%	6	9.7%	13	7.4%
申請	6.審理期間に時間がかかる	24	7.4%	6	6.7%	0	0.0%	13	7.4%
	7.申立費用や後見活動報酬について申立者が負担できない	27	8.3%	8	8.9%	3	4.8%	11	6.3%
	8.受任した際の費用の額が不明であり、利用に踏み切れない	28	8.6%	4	4.4%	3	4.8%	10	5.7%
	9.成年後見制度の利用に関し、手続きが煩雑である	30	9.2%	7	7.8%	5	8.1%	16	9.1%
	10.親族に成年後見人等の候補者がいない	12	3.7%	6	6.7%	4	6.5%	7	4.0%
	11.社会福祉活動や権利擁護活動などの連携が不十分	5	1.5%	5	5.6%	2	3.2%	6	3.4%
	12.成年後見人等の活動には個人的負担がかかりすぎる	18	5.5%	3	3.3%	3	4.8%	8	4.5%
制度利用後	13.第三者の成年後見人等に対しては報酬を要する	19	5.8%	4	4.4%	2	3.2%	10	5.7%
	14.医療を受けることに同意する権限がない	15	4.6%	7	7.8%	3	4.8%	12	6.8%
	15.後見人等は身元引受人になれない	13	4.0%	4	4.4%	3	4.8%	10	5.7%
	16.本人死亡後の事務処理に行為の権限がなくなる	15	4.6%	3	3.3%	1	1.6%	12	6.8%
	17.後見類型で選挙権が剥奪されるなど欠格条項がある	10	3.1%	6	6.7%	8	12.9%	8	4.5%
	18.成年後見人の資質が保障されていない	14	4.3%	4	4.4%	2	3.2%	8	4.5%

問6 成年後見制度を利用しやすくするために

成年後見制度を利用しやすくするために、現在検討している「旭川福祉後見支援センター」に期待する機能・役割はありますか。

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1. 成年後見に関する相談活動	21	47.7%	9	64.3%	6	46.2%	13	65.0%
2. 成年後見制度の利用手続き支援	36	81.8%	10	71.4%	7	53.8%	20	100.0%
3. 成年後見に関するセミナー等の開催(広報・普及・啓発等)	14	31.8%	7	50.0%	7	53.8%	14	70.0%
4. 申立費用や後見活動報酬などの助成に関する相談	24	54.5%	9	64.3%	3	23.1%	13	65.0%
5. 第三者後見人等の候補者の推薦	10	22.7%	6	42.9%	4	30.8%	10	50.0%
6. 市民後見人の養成・受任の調整	17	38.6%	5	35.7%	7	53.8%	11	55.0%
7. 成年後見活動における親族や専門職への相談・支援	23	52.3%	7	50.0%	3	23.1%	12	60.0%
8. 権利擁護関係機関・団体の連絡・調整活動	14	31.8%	6	42.9%	2	15.4%	12	60.0%
9. 成年後見・権利擁護活動に関する事例検討や研究	12	27.3%	5	35.7%	5	38.5%	11	55.0%

◆ 市民後見人への関心と期待が高まっていますが、市民後見活動の普及に際してどのような配慮が必要か、ご意見をお聞かせください。

	高齢者		精神障害		知的障害		相談支援	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1. 養成や現任訓練の体制確保(専門性の確保)	29	65.9%	9	64.3%	8	61.5%	16	80.0%
2. 後見活動の担い手としての認証体制(登録制)	18	40.9%	10	71.4%	6	46.2%	10	50.0%
3. 家庭裁判所への推薦体制(登録制)	15	34.1%	7	50.0%	5	38.5%	6	30.0%
4. 市民後見人にふさわしい後見事例の選択	21	47.7%	9	64.3%	4	30.8%	8	40.0%
5. 市民後見人にふさわしい受任形態(単独、複数、法人など)	13	29.5%	6	42.9%	4	30.8%	11	55.0%
6. 後見活動報酬のあり方(有無、金額など)	26	59.1%	5	35.7%	5	38.5%	15	75.0%
7. 後見活動の支援・指導・監督の体制	22	50.0%	7	50.0%	5	38.5%	12	60.0%

調査票Ⅱ（支援現場調査票）

問3 貴事業所の支援対象者の成年後見制度の利用に至らない理由
貴事業所で成年後見制度の利用に至らない理由はどのような理由とされていますか。
該当欄に人数をご記入ください。（平成23年7月末現在）

貴事業所で成年後見制度の利用が必要と思われる人数	名
1.事業所としては制度の利用を進めているが本人及び家族が否定	名
2.本人及び家族が申立て・報酬等の費用の関係で申請を躊躇している	名
3.本人の年金等の所得で家族が生活しているので支障が生じる	名
4.特に理由はないが申請はしない	名
5.その他あればご記入下さい【	】
6.その他あればご記入下さい【	】

問4 貴事業所の支援対象者の「権利擁護が必要なニーズ」の該当する件数をご記入下さい
（支援対象者には複数該当するニーズがあると思います。それぞれ支援対象者毎にニ
ーズをチェックし、その合計をご記入下さい）

貴事業所の支援対象者数（平成23年7月末現在）	名（全員）
ニーズ項目	該当する支援対 象者の合計
自分の意志や苦情・不満をうまく伝えられない	名
頻繁な物忘れがあり、日常生活に支障がある	名
話し言葉の理解や会話等でのメッセージの素出が困難	名
情報を得るための文字の理解や情報を伝える為の文字を 書くことが困難	名
治療やサービス利用へ結びつけることが困難	名
不動産の所有など、日常的な金銭管理の範囲を超える法 律行為を行えない	名
食事の摂取や服薬の管理等に支障が必要	名
医療・福祉以外で誰かが支援しないと今ある制度をうま く活用できない	名
将来にわたる、継続的に本人の日常生活を見守る存在が いない	名
食品・衣料品・日用品の購入など、日常的な金銭管理が 行えない	名
収入に見合う計画的な支出ができない	名
本人は自覚していないが、劣悪と思われる生活状態が続 いている	名

調査票Ⅱ（支援現場調査票）

旭川地域における成年後見等のニーズ・実態調査

平成23年 月 日
旭川福祉後見支援研究会

旭川福祉後見支援研究会は、成年後見制度の利用を促進し、旭川地域の実情に即した成
年後見制度の有効活用と権利擁護活動のしくみづくりの検討を行うため、今年5月に発足し
ました。
この度、旭川地域の成年後見制度利用における現状・実情や課題、又制度利用に至らな
い課題等を調査し、今後の旭川地域の成年後見制度等権利擁護事業の促進に向けた報告書
作成の資料としたいと思っています。
時節柄、ご多忙と存じますが、何卒趣意をご理解いただき、ご協力賜りますよう、よ
ろしくお願い致します。ご回答は平成23年7月末日時点の状況でお願い致します。

旭川福祉後見支援研究会 研究会構成員	
座長 白戸 一秀 旭川大学保健福祉学部	上川圏域障がい者総合相談支援センター「なっと」
旭川弁護士会高齢者障害者権利委員会	旭川市障害者総合相談支援センター「あそーと」
成年後見センター・リーガルサポート旭川支部	発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」
北海道社会福祉士会道北地区支部	神居・江丹別地域包括支援センター
北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部	神楽・西神楽地域包括支援センター
旭川市社会福祉協議会	春光・春光台地域包括支援センター
旭川市障害児介護支援事業所連絡協議会	旭川手をつなぐ育成会
旭川市老人福祉施設協議会	日本司法支援センター旭川地方事務所（法テラス旭川）
旭川知的障がい施設連絡会	

問1 回答者プロフィール

事業所の名称	
事業所の所在地	
調査票記入者 職・氏名	
支援対象者（利用者等）	定数 名 / 在籍 名
ご連絡先	電 話 : FAX : e-mail :

問2 成年後見制度を利用している利用者の状況（平成23年7月末現在）

- ① 貴事業所の支援対象者で、成年後見制度を利用している方はいますか。
- | | |
|-----|---|
| はい | 名 |
| いいえ | 名 |
| 不明 | 名 |
- ② 貴事業所の支援対象者で、今後、成年後見制度を利用しようとする方はいますか。
- | | |
|-----|---|
| はい | 名 |
| いいえ | 名 |
| 不明 | 名 |

問6 成年後見制度を利用しやすくするために
成年後見制度を利用しやすくするために、現在検討している「旭川後見支援センター」に
期待する機能・役割はありますか。

該当欄に✓（チェック）して下さい（複数可）

1. 成年後見に関する相談活動
2. 成年後見制度の利用手続き支援
3. 成年後見に関するセミナー等の開催（広報・普及・啓発等）
4. 申立費用や後見活動報酬などの助成に関する相談
5. 第三者後見人等の候補者の推薦
6. 市民後見人の養成・受任の調整
7. 成年後見活動における親族や専門職への相談・支援
8. 権利擁護関係機関・団体の連絡・調整活動
9. 成年後見・権利擁護活動に関する事例検討や研究

【その他、センターに期待する機能・役割があればご記入下さい】

◆ 市民後見人への関心と期待が高まっていますが、ご意見をお聞かせください。

◆ その他、権利擁護活動や成年後見制度等について、自由な意見をお聞かせください。

～ ご協力ありがとうございました ～

問4 つづき

代理・保証	本人に代わって治療やサービス利用の契約を結ぶ人がいない 本人に代わって緊急に必要な手術や保護措置などに同意する人がいない 本人に代わって治療やサービス内容の変更、あるいは停止を判断する人がいない	名
権利侵害	親族による身体的・心理的虐待、放置や過干渉がみられる 親族以外による身体的・心理的虐待、放置が見られる 親族から預金や年金を取り上げられるなど財産を侵害されている 親族以外から、預金や年金を取り上げられる、悪徳商法業者がつきまとうなど財産を侵害されている	名
その他	その他、上記に当てはまらないが第三者の支援が必要	名

問5 成年後見制度を利用する際の問題や課題
成年後見制度に関して課題や問題であると思われることは何でしょうか。
該当欄に✓（チェック）して下さい（複数可）

制度利用前	なぜ成年後見制度の利用が必要なのかという根本的な疑問がある 成年後見制度について誰に相談したらよいかわからない どのタイミングで制度を利用したら良いかわからない 家族の理解・同意が得られない（得られそうにない） 本人の理解・同意が得られない（得られそうにない） 審理期間に時間がかかる 申立費用や後見活動報酬について申立者が負担できない 委任した際の費用の額が不明であり、利用に踏み切れない 成年後見制度の利用に際し、手続きが煩雑である 報酬に成年後見人等の職種者がいない 社会福祉活動や権利擁護活動などとの連携が不十分 成年後見等の活動には個人的負担がかかりすぎる	
申請	第三者の後見人等は報酬を要する 医療を受けることに同意する権利がない 後見人等は身元引継人にされない 本人死に後の事務処理に行為の権限がなくなる 後見類型で遺言権が剥奪されるなど文書家賃がある 成年後見人の資産が保護されていない	
制度利用後	【その他、課題や問題と思われることがあればご記入下さい】	

調査票Ⅰ（相談支援調査票）

旭川地域における成年後見等のニーズ・実態調査

平成23年 月 日
旭川福祉後見支援研究会

旭川福祉後見支援研究会は、成年後見制度の利用を促進し、旭川地域の実情に即した成年後見制度の有効活用と権利擁護活動のしくみづくりの検討を行うため、今年5月に発足しました。
この度、旭川地域の成年後見制度利用における現状・実情や課題、又制度利用に至らない課題等を調査し、今後の旭川地域の成年後見制度の利用及び権利擁護事業の促進に向けた報告書作成の資料としたいと思っております。
時節柄、ご多忙と存じますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、よろしくお願い致します。ご回答は平成23年7月末日時点の状況でお願い致します。

旭川福祉後見支援研究会 研究会構成員	
座長 白戸 一秀 旭川大学保健福祉学部	上川圏域障がい者総合相談支援センター「なっと」
旭川弁護士会高齢者障害者権利委員会	旭川市障害者総合相談支援センター「あそーと」
成年後見センター・リーガルサポート旭川支部	発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」
北海道社会福祉士会道北地区支部	神居・江丹別地域包括支援センター
北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部	神楽・西神楽地域包括支援センター
旭川市社会福祉協議会	春光・春光台地域包括支援センター
旭川市居宅介護支援事業所連綿協議会	旭川手をつなぐ育成会
旭川市老人福祉施設協議会	日本司法支援センター旭川地方事務所（法テラス旭川）
旭川知的障がい施設連綿会	

問1 回答者プロフィール

事業所の名称	
事業所の所在地	
調査票記入者 職・氏名	
ご連絡先	電 話 : FAX : e-mail :

問2 貴センターへの成年後見制度に関する相談と制度利用

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件	件	件	件	件
内制度利用	件	件	件	件

問3 相談経路

問2の主たる相談者について、該当する項目に相談件数の合計をご記入ください

1.本人・家族からの相談	件
2.介護支援専門員からの相談	件
3.民生委員からの相談	件
4.地域包括支援センターからの相談	件
5.その他の相談支援センターからの相談	件
6.医療機関からの相談	件
7.その他	件

調査票Ⅰ（相談支援調査票）

問4 貴事業所の支援対象者の「権利擁護が必要なニーズ」の該当する件数をご記入下さい
※ 直接ケース（支援者）を抱えている事業所のみご回答ください
（支援対象者には複数該当するニーズがあると思います。それぞれの支援対象者毎にニーズをチェックし、その合計をご記入下さい）

貴事業所の支援対象者数（平成23年7月末現在）		名（全員）
ニーズ項目		該当する支援対象者の合計
意思・責任能力	自分の意志や感情・不満をうまく伝えられない	名
	頻繁な物忘れがあり、日常生活に支障がある	名
	話し言葉の理解や会話等でのメッセージの表出が困難	名
	情報を得るための文字の理解や情報を伝える為の文字を書くことが困難	名
	治療やサービス利用へ結びつけることが困難	名
生活管理	不動産の売買など、日常的な金銭管理の範囲を超える法行為を行えない	名
	食事の摂取や服薬の管理等に支援が必要	名
	医療・福祉以外で誰かが支援しないと今ある制度をうまく活用できない	名
	将来にわたり、継続的に本人の日常生活を見守る存在がいない	名
	食品・衣料品・日用品の購入など、日常的な金銭管理が行えない	名
	収入に見合う計画的な支出ができない	名
	本人は自覚していないが、劣悪と思われる生活状態が続いている	名
	本人に代わって治療やサービスの契約を結ぶ人がいない	名
	本人に代わって緊急に必要な手術や保潔措置などに同意する人がいない	名
	本人に代わって治療やサービス内容の変更、あるいは停止を判断する人がいない	名
代理・保証	親族による身体的・心理的虐待、放置や過干渉がみられる	名
	親族以外による身体的・心理的虐待、放置が見られる	名
権利侵害	親族から預金や年金を取り上げられるなど財産を侵害されている	名
	親族以外から、預金や年金を取り上げられる、悪徳商法業者がつかまとうなど財産を侵害されている	名
その他	その他、上記に当てはまらないが第三者の支援が必要	名

◆ 市民後見人への関心と期待が高まっていますが、ご意見をお聞かせください。

◆ その他、権利擁護活動や成年後見制度等について、自由な意見をお聞かせください。

～ ご協力ありがとうございます ～

問5 成年後見制度を利用する際の問題や課題

成年後見制度に関して課題や問題であると恐われることは何でしょうか。
該当欄に✓（チェック）して下さい（複数可）

制度利用前	なば成年後見制度の利用が必要なのかという根本的な疑問がある 成年後見制度について誰に相談したらよいかわからない どのタイミングで制度を利用したらよいかわからない 家族の理解・同意が得られない（得られそうにない） 本人の理解・同意が得られない（得られそうにない） 審理期間に時間がかかる 申立費用や後見活動報酬について申立者が負担できない 受任した際の費用の額が不明であり、利用に難みがない 成年後見制度の利用に頼り、手続きが煩雑である 親族に成年後見人等の候補者がいない 社会福祉活動や権利擁護活動などの連携が不十分 成年後見等の活動には個人的負担がかりすぎる
申請	第三者の後見人等は報酬を要する 度難を受けると同意する権利がない 後見人等は身元引受人にならない 本人死亡後の事務処理に行為の権限がなくなる 後見類型で選定権が制約されるなど不協条項がある 成年後見人の資質が保障されていない
制度利用後	

【その他、課題や問題と思われることがあればご記入下さい】

問6 成年後見制度を利用しやすくするために
成年後見制度を利用しやすくするために、現在検討している「旭川後見支援センター」に
期待する機能・役割はありますか。

該当欄に✓（チェック）して下さい（複数可）

1. 成年後見に関する相談活動	
2. 成年後見制度の利用手続き支援	
3. 成年後見に関するセミナー等の開催（広報・普及・啓発等）	
4. 申立費用や後見活動報酬などの助成に関する相談	
5. 第三者後見人等の候補者の推薦	
6. 市民後見人の養成・受任の調整	
7. 成年後見活動における親族や専門職への相談・支援	
8. 権利擁護関係機関・団体の連絡・調整活動	
9. 成年後見・権利擁護活動に関する事例検討や研究	

【その他、センターに期待する機能・役割があればご記入下さい】